

## 令和5年度 第2回山梨県最低賃金専門部会 議事録

- 1 日 時：令和5年8月2日（水）午前11時14分～午前11時43分
- 2 場 所：KKR甲府ニュー芙蓉
- 3 出席者：公益代表 今井委員、門野委員、反田委員  
労働者代表 岡本委員、小林委員、白倉委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員  
事務局 岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

### 4 議 事

- (1) 資料説明
- (2) 山梨県最低賃金改正決定審議
- (3) その他

### 5 審議会内容

(賃金室長)

ただいまから、山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、WEB会議システムで御出席いただいている、労働者側の白倉委員を含めまして、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、反田部会長、以後の議事進行をお願いいたします。

#### 【 (1) 資料説明 】

(反田部会長)

それでは、先ほどの本審に引き続きまして、第2回専門部会を開催いたします。まず、議題の(1)資料説明ですが、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

お手元に配付しております専門部会の審議資料をお手元に御用意いただければと思います。

こちらの1ページから44ページまでが、本年度の審議会で既に提出させていた

だいております、経済指標等に関する資料のうち、第1回専門部会以降に発表された最新版となります。

内容のご紹介は省かせていただきたいと思いますのですが、一つ目が日本銀行甲府支店の「山梨県金融経済概観」、二点目が、甲府財務事務所が発表されている「最近の山梨県の経済情勢」、三点目が、山梨県が発表している「山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き」、四点目が、山梨労働局が発表しております「山梨県の労働市場の動き」の資料となります。

内容につきましては、後ほど御確認をいただければと思います。

以上でございます。

(反田部会長)

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(反田部会長)

資料はまた、御確認をよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

## 【 (2) 山梨県最低賃金改正決定審議 】

(反田部会長)

それでは、議題(2)「山梨県最低賃金改正決定審議」に移りたいと思います。

本日は具体的な金額審議には入らずに、各側から、基本的な見解をお伺いすることとしております。

労側、使側双方から、事務局あてに事前に御提出いただきました資料の写しが審議資料の中にございますので、45ページを御覧ください。

それでは最初に、労働者側の見解をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

(小林委員)

労働者側の見解につきましては、私、小林が読み上げさせていただきます。

よろしく申し上げます。

山梨県地域別最低賃金審議に臨む労働者側見解について。

1、取り巻く環境。

山梨県内の経済状況および生産活動の先行きについては、アフターコロナの新たな段階への移行が進められる中、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。

ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっている事や、一部に弱さがみられる等の懸念材料もある一方、全国的な雇用情勢は低下傾向であるが、有効求人倍率は全国平均を上回っており、着実に改善が進んでいる事から、必要労働力確保に向けた活発な企業の採用活動により県内の求人募集時給単価は上昇傾向にあります

また、総務省労働力調査によれば、全国における非正規の職員・従業員数は2074万人、前年同月、5月、に比べ3万人減少と推移しているものの、労働者全体の36.2%にまで達し、労働者数全体から見て約4割と高い水準を維持しています。

なおかつ、正規の仕事を希望してもかなわない不本意非正規は全国の非正規全体の10.3%と高い状況にあります。

## 2、中央における議論の方向性。

経済の好循環を実現させるためには、最低賃金を含めた賃金の引き上げは重要であり、賃金引き上げのための環境整備に全力を挙げてまいりました。

コロナ禍で落ち込んだ経済が回復に向かいつつある、まさにこの局面で、日本経済のステージを転換し経済を持続的な成長へと導くためには、本年の春季生活闘争でかつてない水準で実現した賃上げの成果を、未組織の労働者へも広く、確実に波及させる必要がある。

また、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要との観点から、昨年の最低賃金改定後の消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率、3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えられる、としています。

## 3、審議に臨む基本的見解。

引き続き日本経済を安定、そして成長軌道に乗せていくためには、物価上昇を上回る賃金引き上げが重要であり、可処分所得の拡大が最大の経済効果をもたらすものと考えます。

将来にわたって日本が健全な財政基盤を維持し、年金制度・医療制度を含めて安心して暮らせる社会を構築していくためには勤労世代の安定した給与所得と確実な納税が必要であり、低賃金の労働者比率が増加すれば国の財政基盤を揺るがしかねません。

また、賃金の地域間格差が、都心部に近い山梨においては働き手流出の一因となってきた事や、コロナ禍により、大都市圏への労働力集中が経済一極集中や感染リスク増大という弊害を明らかにした事などから、アフターコロナを展望する上でも、慎重に議論を積み上げていくことを要請します。

いずれにしても政府が進める持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立の実現に向けて、これを尊重した地方での議論が求められていくことを念頭に、労働側としては、早期の時給 1,000 円への道筋はもとより、連合リビングウェイジにおいて山梨で、安心して暮らせる最低基準とされる時給 1,020 円、車保有者は 1,320 円、への展望を視野に入れつつ、ランク別の格差および B ランク内に見た山梨の低時給の位置づけを是正していくために必要な最低賃金の引き上げを求めます。

以上です。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの労働側の説明につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等がございますか。

(長谷川委員)

見解についてはよく理解ができましたし、もっともだなと思うところが多くありました。

そんな中で、私は、日本を悪くした一つの原因として、製造業の労働者派遣だと思っておりまして、ここにも書いてある労働者全体の 36.2%ですかね、非正規が。

そのうち望まない非正規が 10.3%っていうように書いてありまして、皆さんの、労働者側からして、そこをどうにかしてくれっていうような運動っていうのは、何かされているんでしょうか。

就職氷河期という時代があったじゃないですか、その頃非正規になってしまった人たちがいまだに非正規で正規雇用されていないっていうのがものすごく多いらしくて、労働組合的にはその人たちを助けるために、何か、こう、全国組織を挙げて何かしているっていう、そのような動きがあるのかどうか教えてください。

(岡本委員)

はい、ありがとうございます。

今、話のあった派遣労働者という位置づけは、比較的不本意ではなくて本意として派遣労働者になっている人が多いんですね。

ここでいう、不本意な労働というのは、例えばなんですけれども、女性が結婚を機にとか、あるいは出産を機に辞めて、また社会に戻ろうかといったときになかなか正規になれないとか、それからまた、御指摘のあったように、就職氷河期

の時に正社員になりたいという希望を持っていたにもかかわらず、非正規のまま、社会には出たものの、これもいろいろと議論はされているところですけども、正社員に比べると、きちんとした社会人としてのマナーだとか基本的な社会人としてのスキルだとか、そういったものを身につけるチャンスがなくて、そのまま年齢を重ねてしまって、賃金も上がらないというパターンも結構あってですね、その人たちのことを、主に 10.3%というのは指しています。

そんな中で、これは社会の問題としても、リスキリングだとかいう話もありますし、それから、パートそれから俗に非正規といわれる方々を中心に、連合としては、組織化を進めていくなかで、底上げを図りながらとか、社会に、企業に入った中で、正規非正規関係なく、学習する機会であったりとか、社会経験だとか実務経験を積ませるような機会だとか、そういった運動的なものを、労働組合としては行っているといったところでございます。

(反田部会長)

はいありがとうございました。

ほかにございますか。

(反田部会長)

よろしいでしょうか。

それでは次に、使用者側の基本的見解をお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

(早川委員)

それでは、早川の方から基本的見解を述べさせていただきます。

まず、前年度の審議状況に対する評価ということで、昨年度の山梨県最低賃金審議会は、急激な企業物価の高騰から、中小、特に小規模事業者の収益状況が大変厳しい状況にある中、政府方針を強く意識した目安額の提示によって、ある意味それを絶対的な根拠として、労使の論点がかみ合わないまま審議し、最終的には公益の御判断による採決をもっての結審、という残念な結果となりました。

次に、審議に臨む姿勢として、今年度の審議に臨みましては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版、及び経済財政運営と改革の基本方針 2023 におきましても「公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかり議論していただくこと」を求められており、使用者側委員としましては、最低賃金法に定められている最低賃金決定の基本原則に則り、中央最賃審から示された目安額の根拠を分析、評価した上で、山梨県内の実態経済に即した審議に臨みたいと考えております。

また、最低賃金は、通常の賃金引上げ交渉とは異なり、企業の経営状況の如何に関わらず、すべての労働者に適用されるとともに、罰則規定を備えた法的拘束力持つものです。

したがって、審議に臨みますには、経済状況や賃金引上げ状況などについて、マクロ的な分析に止まらず、最低賃金近辺の労働者を雇用している小規模事業者の経営実態に目を向け、それら事業者の事業継続と雇用維持への影響を十分に勘案した審議を行いたいと考えております。

次に、経営環境等。

中小企業を取り巻く経営環境ですが、中小企業庁が6月30日に公表した「中小企業景況調査」によれば、2023年4月から6月期の全産業の業況判断D Iはマイナス10.8と、前期に比べ上昇傾向にあるものの、依然としてマイナス値を示しております。

製造業はマイナス10.4、非製造業はマイナス11.0となっており、いずれも2期連続上昇しましたが、マイナスの域を脱しておらず、電力料や原油関連消耗材などの価格上昇分を補うまでの価格転嫁が困難な企業も多く存在します。

一方、5月の県内中小企業のD I値は、全体で売上高はプラス8、対前年比マイナス12、収益状況はプラス2、対前年比プラス28、景況感はプラス4、対前年比プラス10となり、売上高を除き、数値的には回復の傾向を示しましたが、物価高騰や人手不足などを背景に厳しい経営環境が続いています。

コロナ5類移行後の人流の大きな変化により、宿泊業・警備業等一部の業種の売上増加がD I値の好転を牽引しましたが、製造業におきましては、売上高はマイナス5、収益状況はマイナス20、景況感はマイナス10と、いずれもマイナス値を示しております。

特に電気機械器具製造業では、医学機器・光学機器に関する設備投資の減少に伴う受注量の減少が深刻であり、製造業全体としては、先行きの暗い状況が伺えます。

基本的な考え方ということで、山梨県は、全国的に見ても中小事業所の占める割合が高く、従業員が100人未満の事業所の数は全体の約98%を占め、そこには全体の約78%の労働者の皆さまが働いています。

2023年の中小企業白書によれば、中規模企業は、自己資本比率が40.1%と低く、財務構成の是正が必要にも関わらず、労働分配率は80%に迫る状況です。

さらに、小規模事業者に至っては労働分配率が91.0%に上っており、事業活動における付加価値のほとんどを人件費に充てているのが現状です。

一方で、大企業における労働分配率は52.4%に止まっており、労働分配率に余裕がある企業の春季生活闘争における賃上げ結果をもって、すべての事業者に一律に適用される最低賃金の引上げの根拠とすることは、中小事業者の経営実態を

顧みない不合理なものであると考えます。

現状、多くの中小企業が収益の先行きに不安を抱えている中、最低賃金が大幅な引上げとなれば、地域の雇用を支える事業者を中心に負担感が増し、廃業や倒産が増えるおそれもあります。

業況等の聞き取りを行った機械器具製造業者からは、「原材料と電力価格の高騰による収益状況の悪化が景況感回復の足かせになっている」と、下請けの厳しい収益事態が聞かれております。

また、山梨労働局が実施した事前の意見聴取においても、使用者側からは、取引先との交渉難航による価格転嫁の困難な実情や、最低賃金の引上げによるコストアップの状況が聞かれております。

加えて、労働者側からは、最低賃金の引上げの必要性は認めるものの、急激な引上げは企業体力を低下させるといった慎重な意見も述べられており、参考にすべき結果であると考えております。

以上より、使用者側の基本的な考え方としましては、光熱費等の高騰を価格転嫁に繋げることに企業間格差が生じている点、及び受注減少や人手不足等により先行きに不安が生じている点など、企業の厳しい経営環境を踏まえ、昨年同様、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先とした審議に取り組みます。

また、これを確保するため、金額の決定に当たっては、最低賃金制度の法第9条にある、労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力、の3要素を尊重する中で、特に小規模事業者の「賃金支払能力」を重視した審議に臨みたいと考えております。

以上です。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいま、御説明いただきました見解につきまして、議論にわたらない範囲で御質問等ございましたらお願いします。

(岡本委員)

岡本ですよろしくお願いいいたします。

いろいろ見解を聞かせていただきまして、内容については理解をした次第です。

おそらく労使で共通した課題認識だと思うんですけども、エネルギーの高騰だとか原材料費の高騰については、労働組合としても認識しているところで

それは、労使間の議論の中で、今期の春闘においても多くの企業でそのような趣旨の説明を受けてきておりますので、十分理解しているところでございます。

それから、こちらに記載もありますし、課題認識として持っている価格転嫁の難

しさについても、これも本当に多くのところで聞かれる話で、これをですね、何とか、何とかしないと何ともならないなというふうに、率直に思っております、まあ、質問ということでもないんですけども、本当にこの価格転嫁を実現させていくってというような流れを作ることが本当に必要ではないかなというふうに思っているところでございます。

もし、少しでも、こんな実例があってというようなことがあれば御紹介いただければと思いますけれども、共通の認識だということを表示させていただきたいというふうに思っております。

(反田部会長)

はい、ありがとうございました。

(長谷川委員)

価格転嫁の話は、結構難しい話で、同業他社さんが、大きい同業他社さんと同じくらいの同業他社さんがいて、業界を引っ張っている同業他社さんが上げてくれれば、みんな上げやすいよねっていう話はあるんですよ。

ただ、うち、梅干し屋をやっているんですけど、実は、この3年くらい毎年値上げをしております、我々のところのような小さいところの値上げって、値上げの申請をして、それで取引が継続するのか、そこで終わってしまうのか、まあ、100か0かっていう、値上げするときってそういう感じなんですよ。

でも、値上げをしなければ事業自体が存続できなくなっちゃうし、私は、経営者、みなさんがその取引がゼロになってもしょうがないじゃんね、いやだったらうちはもう売らないよぐらいの強い気持ちをもって値上げに行かないと通らないんじゃないかなというふうに思っているのが一つ。

もう一つ、私は今後たぶんそうなるんじゃないかなと思うのは、食品の場合はスーパーさんがバイイングパワーで強いからって言って、でも、本来スーパーさんって売るのがなかったら商売できないんですよ、ていうことは、やっぱり、メーカーが本来一番強くなきゃいけない。

うちは、売り先も、ちょっと贅沢な言い方をしますけれど、安売りするところには売りたくないし、なるたけいいところに売ってほしいし、それが高く売れる秘訣であったり、自分のブランドを守る秘訣であったりだと思うので、もう、安売りのところは逆に売りたくないし売らないっていう選択をしておりますけど、なんかやっぱり、メーカーがもっともっと強くなれないと。

今、いろいろな輸入品がどんどん減ってくるような中で、同業他社さんが、原料がやっぱり不足していると、安く売ってまで人のお客さんをとるってというようなことがだんだんだんだんなくなってきたんですよ。



これはある意味いい方向だなと思っていて、たぶん日本は、今までデフレの世の中って、たぶん1%とか2%とか作っている量が多かったから、皆さん、値下げ競争みたいになっちゃって、たぶんこれが100%欲しいところが99しかなかったら、値上げってもっと簡単にできると思うんですよ。

変な言い方をすると、メーカーの数が、もしかしたらあと1割くらい減れば、簡単なのかなと思うし、でも、裏を返すと、そんなにバンバン値上げしたら、生活者の皆さんも困るだろうし、この何年か急激な最低賃金が上がっているのを見ると、今の少子高齢化と一緒に、急激な変化がやっぱり悪影響がいっぱいある、たぶん、この少子高齢化も今、高齢化がバーンと進んでいて、そのうち人口も減って落ち着くんですよ、落ち着いたらなんか平和な日本みたいな雰囲気になるらしいですけど、この最低賃金も、毎年緩やかに上がっていくんだったら、多分、普通でいいのかなって思うけど、やっぱり、急激に上がること自体が、なんだろうな、皆さん大変なんだろうなっていう。すいません、そんな感じです。

(丸茂委員)

今話があったように、価格転嫁が難しいのは、供給側のほうが多いんですね。買う側よりも多いのでどうしても競争してしまうっていうことがあってですね、当然買う側だって、安くていいものを買わなければ会社としてやっていけないというのがあるって、どっちの立場も理解はできるんですけども。

特にこの価格転嫁の話がよく出るのは、話聞いているとですね、どうしても大手の製造業さんが、下請けとか協力会社の製造業さんから買うときっていう、まあ、そういった方向の話が多いと思うんですけども。

結構、中小企業同士の取引も多くてですね、まあ、そういった中でやるとですね、お客さんの中小企業の経営もきついというような話になってくれば、なかなか値上げっていうのも厳しいって話になりますし。

あと、我々の話をすると、大企業から仕入れて、地元の中小企業さんに売ってというケースが多いので、一般的に言われているのとは逆になってくるんですよ。そうなった場合でも、やっぱり、メーカーさんのほうが大規模だと強いので、値上げ、基本的にはすべて受け入れなくてはならない。値上げしたものを中小企業さんに、どれだけ転嫁して販売できるか、ということになりますんで。

まあ、現状そんなところですかね。

(反田部会長)

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

労使双方から基本的な見解をお伺いしましたが、本日は、具体的な金額審議には

入らずに、基本的な見解をお伺いすることにとどめることとしておりますので、本日の審議はここまでといたします。

次回、明日8月3日の第3回の専門部会からは、公益委員によります各側への具体的な意見聴取による金額審議に入りますので、よろしく願いいたします。

金額審議におきましても、円滑な議事進行を図っていきたいと考えておりますので、御協力をよろしく願いいたします。

### 【 (3) その他 】

(反田部会長)

それでは、最後に(3)「その他」となりますが、何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

事務局から何かありますか。

(賃金室長)

先ほど、部会長からもお話がございましたが、次回、明日8月3日の第3回の専門部会からは、金額審議にお入りいただくこととなりますが、第1回専門部会でお決めいただきましたとおり、金額審議の際に、労側、使側双方から、最初に御提示いただきます金額につきましては、事前に事務局に御連絡をいただきまして、事務局から、全部会委員の皆様事前に伝達させていただくこととなります。

金額審議当初に提示いただく金額につきましては、御多用のところ恐れ入りますが、本日の午後3時までには、私あてに、メールなどにより、御連絡をいただきますようお願い申し上げます。

御連絡をいただきましたら、私から、全部会委員の皆様には、午後5時頃までには、メールにより、伝達させていただきますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

以上でございます。

(反田部会長)

ただいまの説明につきまして、何かございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(反田部会長)

それでは、以上をもちまして、第2回目の専門部会を終了いたします。

第3回目の専門部会は、明日午後2時から、労働局の1階会議室で行いますので  
よろしくをお願いします。

最後に議事録の確認ですが、小林委員と早川委員をお願いします。

それでは、お疲れさまでした。ありがとうございました。